

一般廃棄物収集運搬業許可証

第56号

住所 江別市角山69番地4
氏名 角山開発株式会社
代表取締役 湯藤 学 様

上記の者は、下記のとおり上砂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第13条第2項の許可を受けたものであることを証する。

上砂川町長 奥山 光



| | |
|--------|----------------|
| 許可年月日 | 令和元年7月14日(更新) |
| 許可有効期間 | 令和3年7月13日 |
| 事業の範囲 | 一般廃棄物収集運搬業 |
| 収集区域 | 上砂川町内 |
| 許可の条件 | 町内から排出される一般廃棄物 |

注意事項

一般廃棄物収集運搬業（浄化槽清掃業）は、次の事項を必ず厳守して下さい。
これらの事項に反するときは許可を取り消すことがあります。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例及び規則を守ること。
- 2 収集したごみは衛生的に完全処理をするため、廃棄物に応じ指定された処理施設に搬入すること。なお、これらの施設以外のところで処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- 3 収集したごみを処理施設に搬入するときは、必ず係員の指示に従うこと。
- 4 処理施設の使用にあたり施設及び器具類を破損したときは、その修理費を負担しなければならない。
- 5 運搬時は、ごみに必ず覆い（テント）をするなど飛散することのないようにすること。なお、火気の有無に十分注意すること。
- 6 搬入時間は、処理施設の搬入受付時間内とする。
- 7 許可の期間が満了したとき又は許可を取り消されたいときは、直ちに町長に届け出ること。
- 8 業務を休止又は廃止するときは、20 日前までに町長に届け出ること。
- 9 許可内容の一部若しくは全部を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- 10 許可書を忘失または損傷したときは、町長に届け出ること。